

会長、副会長の選出について

松江市景観条例第 4 7 条第 1 項の規定により、委員の互選で会長、副会長を選出します。

会 長：（ 千代 章一郎 ） 委員

副会長：（ 正岡 さち ） 委員

※参考

○松江市景観条例

（会長及び副会長）

第 4 7 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。